

沖縄県環境保全率先実行計画（第 5 期）の一部改定について

1 改定の趣旨

本県においては、県の事務事業から排出される温室効果ガスの削減等を目的とした法定計画である「沖縄県環境保全率先実行計画（第 5 期）（沖縄県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。））」を令和 3 年 3 月に策定し、温室効果ガスの削減目標に加え、廃棄物や環境配慮型製品の購入等に係る目標を掲げ、全庁連携の下、環境に配慮した事務事業の遂行を図ってきたが、令和 3 年 10 月に、国は地球温暖化対策推進法に基づき策定した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。））」を改定し、政府自らの事務事業における脱炭素の取組を強化したことから、国の計画改定を踏まえた取組の強化及び事務事業における環境配慮の強化のため、令和 4 年度に本計画を改定したところである。

本計画は、エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）におけるエネルギー使用量年 1 %削減義務等を踏まえて、基準年度を策定年度の前年（2019 年度）と設定し、計画期間 10 年間の温室効果ガス排出削減目標を設定しているが、本県の「第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「区域施策編」という。））」においては、排出削減目標の基準年度を 2013 年度としていることから、本計画においても 2013 年度を基準とした温室効果ガス排出削減目標を示し、整合を図る必要がある。

また、地方自治体の実行計画は政府実行計画に即して削減目標の達成に向けた取組の個別目標を位置付ける必要があることから、国が定めた事務事業編策定マニュアルに沿った目次構成となるよう本計画を整理するため改定する。

2 主な改定の内容

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標について

排出量の削減目標については、以下の理由から目標値を据え置くこととし、参考年度として、国の基準年度である 2013 年度における排出量及び削減率を併記する。

〔理由〕

本県は、電力規模が小さいことや地理的条件のため大規模な水力発電や地熱発電、原子力発電の導入が困難といった特性（不利性）を有するため、本県の発電に係る二酸化炭素の排出量、すなわち電力排出係数は、全国に比べて高くなる。このため、電力使用量が同じ場合、本県においては、全国値より排出量の値が大きくならざるを得ない。このことを踏まえて目標値について検討した。

本県の 2030 年度の温室効果ガス排出量の削減目標を、政府実行計画の排出削減目標である「2013 年比で 50%削減」をベースに、本県の電力特性を踏まえて設定した区域施策編における電力排出係数の 2030 年度目標値を用いて試算したところ、2030 年度の削減目標は

「2013 年度比 28%削減」と算出された。

一方、本計画の既定の目標値は「2030 年度において 2019 年度比 25%削減」であり、これを 2013 年度比の削減率に換算すると 33%削減となる。

既定の目標値の方が試算値より高い削減目標であることから、排出量の削減目標は変更せず据え置くこととし、2013 年度比の削減率を併記の上、これらを一覧にした表を追加することとする。

温室効果ガスの総排出量を、2030（令和12）年度に、2019（令和元）年度比で25%削減（2013年度比で33%削減）することを目標とする。

※ 目標値は、計画最終年度（令和 12 年度）における実績値（令和 11 年度実績）で評価する。

項 目	基準年度 (2019 年度)	目標年度 (2030 年度)	参考年度 (2013 年度)
温室効果ガス総排出量	37,545 t-CO ₂	28,159 t-CO ₂	41,764 t-CO ₂
削減率	—	25%	33%

(2) 目標達成に向けた取組の目標と取り組むべき環境配慮行動について

取組の個別目標を下表の第 2 欄のとおり設定し、関連する環境配慮行動について下表の第 3 欄に示すとおり整理する。

取組項目	取組の目標 (第 3 章、p12)	取り組むべき環境配慮行動 (第 4 章、p15～21)
太陽光発電 の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%に太陽光発電設備を設置することを目指す。	- 既存施設及び敷地の特性や立地状況等を踏まえ、太陽光発電設備の導入可能性を検討・調査し、また、庁舎等の新築・建替の際には太陽光発電の導入を積極的に検討する。 - 太陽光発電設備の導入の際は、初期投資ゼロで設置可能な PPA（電力購入契約）等の活用を図る。
新築建築物 の Z E B 化	2030 年度には新築建築物は Z E B Ready 以上となることを目指す。	庁舎等の新築・建替・大規模改修を行う場合は、計画段階から ZEB 化の実施可能性について検証し、具体的な整備に係る検討を行う。新築の場合は、Z E B Ready 以上を目指すこと（原則 Z E B Oriented 相当以上）とし、ZEB 化が難しい場合でも、可能な限りエネルギー消費量の削減を図ることとする。 ※ZEB Ready：50%以上の省エネ等を図った建築物 ※ZEB Oriented：30～40%以上の省エネ等を図った建築物

電動車の導入	県の公用車（普通車両※）について、2030 年度には全数の 1/2 を電動車（電気自動車及びプラグインハイブリッド車とし、ハイブリッド車を除く）とする。 ※電動車への転換の対象は、普通乗用車及び小型乗用車とし、軽自動車及び特殊車両、乗合車両は除く。 ※本計画において温室効果ガス排出削減目標の対象外としている 1 (1)に示す事業の用に供する車両を除く。	・「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、電動車（EV、PHV）を導入する。（軽自動車及び特殊車両、乗合車両は除く。） 2025 年度末時点の電動車数（予定）：213 台 （対象車両全数 503 台のうち 42.3%）
LED 照明の導入	県管理施設全体（無人施設を除く）の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。	・照明設備等は、早期に LED 照明に切り替える。 ・LED 照明の導入にあたっては、可能な限り、調光システムの導入を検討し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
再生可能エネルギー電力の調達	2030 年度には県管理施設で使用する電力の 50%を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。	・電力調達の際は、再生可能エネルギー電力の選択（太陽光発電等の自家消費を含む）に努める。